

埼玉県カスタマーハラスメント 総合相談窓口

埼玉県医療機関等暴力・ハラスメント相談センター、埼玉県介護・障害福祉事業所等暴力・ハラスメント相談センターは埼玉県カスタマーハラスメント総合相談窓口に統合されます。

カスハラには
どう対応すると良い？



マニュアルを作る
注意点は？



どこからが
カスハラになる？



従業員の研修は
どうすると良い？



埼玉県マスコット「コバトン&さいたまっち」

ご利用 対象者

埼玉県内の事業者、事業者団体、就業者、顧客
(医療機関、介護・障害福祉事業所等及びその就業者を含む)

注意 点

カスタマーハラスメントに関する一般的な考え方や、対応方法、防止対策について 専門家が助言します。個別事案の判断やトラブル解決の交渉を行うことはできません。また、ご相談は、原則として1回あたり最大30分までを目安とさせていただきます。

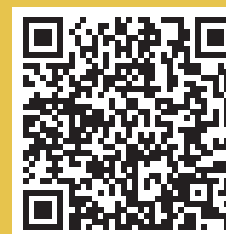
令和8年6月24日からご相談いただけます。電話又はメールでご相談ください。

048-831-8000

(月～金曜日 9:00～19:00 / 土日祝、12/29～1/3を除く)

saitamakasuara@sp-network.co.jp

24時間毎日受付



「埼玉県カスタマーハラスメント総合相談窓口」は、埼玉県から委託を受け、株式会社エス・ピー・ネットワークが運営しています。